

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（第2回） 次第

〈日時〉 令和5年1月27日（金）
午前10時から午前11時30分まで
〈場所〉 小金井市役所第二庁舎801会議室

1 教育委員会あいさつ

2 事務局からの説明

- (1) いじめに関するアンケートについて
- (2) 小金井市いじめ防止基本方針の改定について
- (3) いじめの防止等のための対策の推進に関する諮問への答申について

3 協議等

4 事務連絡

【配布資料】

- ・次第
- ・いじめに関するアンケート（例）
- ・小金井市いじめ防止基本方針 改定案
- ・いじめ対応のフロー

いじめに関するアンケート（例）

1 いじめに関することについて

- (1) 冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。
- (2) 仲間外れにされたり、無視されたりする。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) お金をたかられたり、おごらされたりする。
- (6) お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) メール、ネット、SNSなどで、いやなことを書かれる。
- (9) 服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。
- (10) その他のいやなことをされる。→ 記述欄を設ける。

*回答方法は「ある」「ない」「わからない」とする。

*「自分のこと」だけでなく「まわりのこと」についても答えるようにする。

2 生活に関することについて

- (1) 学校は楽しい。（居心地がよい。）
→ 回答方法は「はい」「どちらかと言えばはい」「どちらかと言えばいいえ」「いいえ」もしくは点数をつける。
- (2) 家族のことで気になること、大変なことがある。
→ 回答方法は「ある」「ない」「わからない」とする。
→ 「自分のこと」だけでなく「まわりのこと」についても答えるようにする。

3 その他

- (1) 自由記述欄を設ける。
- (2) 記名欄を設ける場合は、用紙の上部に設ける。
- (3) 「いじめ」という言葉を使わない。（生活についてなどの聞き方をする。）
- (4) 友達のよいところ、学校の活動で前向きに取り組めたことなど、よいことも聞く。

小金井市いじめ防止基本方針 【改定案】

令和5年1月27日 第1案

小金井市いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。

小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるよう 「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。

「いじめのないまち 小金井宣言」

未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。

- 一 こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。
- 一 がまんをしないで相談します、相談させます。
- 一 ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。
- 一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。

小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携

し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え方理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国といじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対

策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

(ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成

(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成

(ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進

(エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上

(オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進

(カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

(ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察

(イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化期間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備

(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備

(エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

(ア) いじめを発見した場合、またはいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応

- (イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導及び教育相談等の実施
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- (コ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小金井市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (イ) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事

項

- (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項
- (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対

する啓発活動に取り組む。

才 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

力 いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

法第28条第1項に基づき、重大事態とは次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な被害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(ア) 相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。

(イ) ただし、当該児童等が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告
- エ 関係機関、専門家等との相談・連携
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力
- キ 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

8 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表

令和5年1月27日

現行	改定案	備考
<p>1 基本方針策定の意義</p> <p>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</p> <p>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるよう、「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</p> <p>「いじめのないまち 小金井宣言」</p> <p>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。 一 がまんをしないで相談します、相談させます。 一 ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。 一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。 <p>小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、全力で取り組むことを誓います。</p>	<p>1 省略</p>	<p>これまでの経緯を含めて今後、全面的に検討する。</p>

現行	改定案	備考
<p>平成24年10月1日 小金井市 小金井市教育委員会</p> <p>小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。</p>		
<p>2 いじめの定義</p> <p>この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	2 省略	
<p>3 いじめの禁止</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。</p>	3 省略	

現行	改定案	備考
<p>いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。</p> <p>4 いじめ問題への基本的な考え方 いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。</p> <p>(1) いじめを生まない、許さない学校づくり ア いじめに関する児童等の理解を深める。 児童等がいじめについて深く考え方理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するよう促す。</p> <p>(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援 ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。 いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。</p> <p>イ 児童等主体の取組を支える。 学校は、周囲の児童等がいじめについて知つていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもつて教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体</p>	4 省略	

現行	改定案	備考
<p>的な取組を支援する。</p> <p>ウ いじめの再発防止に努める。</p> <p>いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。</p> <p>(3) 教員の指導力の向上と組織的対応</p> <p>ア 学校一丸となって取り組む。</p> <p>いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。</p> <p>(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組</p> <p>ア 地域社会総掛かりで取り組む。</p> <p>いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。</p> <p>保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</p>		
<p>5 学校における取組</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方</p>	<p>5 学校における取組</p> <p>(1) 省略</p>	

現行	改定案	備考
<p>針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。</p> <p>(2) 組織等の設置</p> <p>ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。</p> <p>イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。</p> <p>ア 未然防止</p> <p>(ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成</p> <p>(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成</p> <p>(ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進</p> <p>(エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上</p> <p>(オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進</p> <p>(カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>ア 省略</p>	

現行	改定案	備考
<p>密な連携・協力</p> <p>イ 早期発見</p> <p>(ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察</p> <p>(イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備</p> <p>(ウ) 保健室、相談室等の利用及び<u>電話相談窓口</u>の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備</p> <p>(エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有</p> <p>ウ 早期対応</p> <p>(ア) <u>いじめを発見した場合に</u>特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応</p> <p>(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認</p> <p>(ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保</p> <p>(エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</p> <p>(オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度による<u>いじめた児童等への指導</u></p> <p>(カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催</p> <p>(キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようする取組</p> <p>(ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言</p> <p>(ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の</p>	<p>イ 早期発見</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備</u></p> <p>(ウ) 保健室、相談室等の利用及び<u>電話相談等の窓口</u>の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備</p> <p>(エ) 省略</p> <p>ウ 早期対応</p> <p>(ア) <u>いじめを発見した場合、またはいじめの報告を受けた場合に</u>特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) 省略</p> <p>(オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度による<u>いじめた児童等への指導及び教育相談等の実施</u></p> <p>(カ) 省略</p> <p>(キ) 省略</p> <p>(ク) 省略</p> <p>(ケ) 省略</p>	<p>いじめの実態調査について詳細に記載する。</p> <p>電話相談以外の相談窓口を追加する。</p> <p>早期対応につなげる場面を追加する。</p> <p>加害側への心理的な支援を追加する。</p>

現行	改定案	備考
<p>共有</p> <p>(コ) 関係機関、専門家等との相談・連携</p> <p>(サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携</p> <p>エ 重大事態への対処</p> <p>(ア) <u>いじめられた児童等の安全の確保</u></p> <p>(イ) <u>いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</u></p> <p>(ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携</p> <p>(エ) <u>いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携</u></p> <p>(オ) <u>重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力</u></p> <p>(カ) <u>重大事態発生について教育委員会への報告</u></p> <p>(キ) <u>重大事態の調査結果についての市長の調査(再調査)への協力</u></p>	<p>(コ) 省略</p> <p>(サ) 省略</p> <p>エ 重大事態への対処</p> <p><u>重大事態が発生した場合、学校は教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</u></p>	<p>重大事態に係る記載は7にまとめる。</p>
<p>6 市・教育委員会における取組</p> <p>(1) いじめの防止等のための組織づくり</p> <p>ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置 市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小金井市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項</p> <p>(イ) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項</p> <p>(ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p>	<p>6 市・教育委員会における取組</p> <p>(1) 省略</p>	

現行	改定案	備考
<p>イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置</p> <p>教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項</p> <p>(イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項</p> <p>(ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項</p>		
<p>ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置</p> <p>市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。</p>		
<p>(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底</p> <p>教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。</p>	<p>(2) 省略</p>	
<p>(3) いじめの防止等に関する取組</p> <p>ア 相談体制の整備と周知</p>	<p>(3) いじめの防止等に関する取組</p> <p>ア 省略</p>	

現行	改定案	備考
<p>児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。</p> <p>イ 関係機関との情報共有や連携 警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。</p> <p>ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等 教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。</p> <p>エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。</p> <p>オ 啓発活動 いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。</p> <p>カ いじめの防止等のための調査研究の実施</p>	<p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ いじめの防止等のための調査研究の実施</p>	

現行	改定案	備考
<p>6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。</p> <p>(4) 重大事態への対応</p> <p>ア 支援及び調査と情報の提供</p> <p>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。</p> <p>イ 報告及び再調査</p> <p>学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。</p>	<p>生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。</p> <p>(4) 重大事態への対処</p> <p>学校において重大事態が発生した場合、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p> <p>7 重大事態への対処</p> <p>(1) 重大事態の定義</p> <p>法第28条第1項に基づき、重大事態とは次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。</p> <p>ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合</p>	<p>いじめの実態調査については4に記載する。</p> <p>他と合わせて対処に変更する。</p> <p>重大事態に係る記載は7にまとめる。</p> <p>重大事態に係る記載を新たな項目でまとめる。</p> <p>重大事態の定義はいじめ防止対策推進法、いじめ防止等のための基本的な方針及び小金井市いじめ防止対策推進条例における</p>

現行	改定案	備考
	<p>(イ) 身体に重大な被害を負った場合 (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合 (エ) 精神性の疾患を発症した場合 など</p> <p>イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>(ア) 相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。</p> <p>(イ) ただし、当該児童等が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。</p>	重大事態発生時の対応に基づく。
	<p>(2) 学校における重大事態への対処</p> <p>ア いじめられた児童等の安全の確保 イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保 ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告 エ 関係機関、専門家等との相談・連携 オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携 カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力 キ 重大事態の調査結果についての市長の調査(再調査)への協力</p>	現行の学校における重大事態への対処の内容を基本とする。
	<p>(3) 市・教育委員会における重大事態への対処</p> <p>ア 支援及び調査と情報の提供 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る</p>	現行の市・教育委員会における重大事態への対処の内容を基本とする。

現行	改定案	備考
<p><u>7 その他</u> 市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。</p>	<p><u>事案について必要な調査を行った上で、事実関係その他の調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。</u></p> <p><u>イ 報告及び再調査</u> <u>学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるとときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>8 省略</u></p>	